愛媛県集落営農育成資金融資要綱

平成24年４月1日制定
最終改正日：令和８年10月１日
（令和９年１月１日適用）

第１　目的

この要綱は、集落営農の育成を支援するため、農業近代化資金の融通について農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）、愛媛県農業近代化資金利子補給金交付要綱、愛媛県農業近代化資金融資要綱（以下「要綱」という。）及び同融資要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第２　制度の仕組み

集落営農組織や農業を営む任意団体が、農地の利用集積又は農作業受託のために必要な農業近代化資金を借受ける場合に、資金繰りが困難な貸付当初５年間、県が融資機関に対して上乗せ利子補給を行うことにより、実質無利子化の措置を講じる。

第３　貸付対象者

農地の利用集積を行っている又は行う計画がある、若しくは農作業を受託している又は受託する計画がある集落営農組織(要綱第２のⅠの３の(5)のキの(ｲ)に該当する者)及び農業を営む任意団体（要綱第２のⅡの１の(7)に該当する者）とする。

第４　融資機関

融資機関は、要綱第２のⅠの２に規定されている機関とする。

第５　資金使途

農地の利用集積又は農作業受託のために必要な資金であって、次のとおりとする。

（１）農業経営高度化資金（要綱第２のⅠに該当するもの）の場合は、要綱第２のⅠの３に掲げる資金

（２）一般資金（要綱第２のⅡに該当するもの）の場合は、要綱第２のⅡの３に掲げる資金

第６　利子補給

融資機関に対する利子補給は、次のとおりとする。

平成24年４月１日から令和９年３月31日までの間に県の利子補給承認が行われた農業近代化資金について、要綱第２のⅠの６に規定する貸付利率を０％に引き下げるのに必要な額（ただし、2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を、貸付当初５年間に限り行うものとする。

第７　借入手続

（１）要綱及び要領に定めるところによる。

ただし、利子補給承認申請時には「営農活動の状況（別紙様式)」を添付すること。

（2）借入申込書及び申請書には必ず「集落営農育成資金」と朱書すること。

附　則（略）

附　則

1　この通知は、令和８年10月１日から施行し、令和９年１月１日から適用する。

2　この通知の適用の日前に利子補給承認が行われた愛媛県集落営農育成資金については、なお従前の例による。